

○	児童福祉法施行令等の一部を改正する政令案	新旧対照条文	目次
○	児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)	(抄)	(第一条関係)
○	身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)	(抄)	(第二条関係)
○	地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)	(抄)	(第三条関係)
○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)	(抄)	(第四条関係)
○	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成十八年政令第十八号)	(抄)	(第五条関係)

改正案	現行
<p>第四十五条の三 児童相談所設置市において、法第五十九条の四第一項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、法第十三条第三項第一号の規定並びに第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号に規定する施設及び講習会の指定等、法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の規定並びに第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設の指定等、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、法第二十一条の五の二十一第一項（法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二章第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画に係る同条第十一項及び第十二項の規定による意見等、法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画に係る同条並びに法第三十三条</p>	<p>第四十五条の三 児童相談所設置市において、法第五十九条の四第一項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、法第十三条第三項第一号の規定並びに第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号に規定する施設及び講習会の指定等、法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の規定並びに第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設の指定等、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、法第二十一条の五の二十一第一項（法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二章第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画に係る同条第十一項及び第十二項の規定による意見等、法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画に係る同条並びに法第三十三条</p>

の二十三及び第三十三條の二十四第一項の規定による作成等、法第三十三條の二十三の第二項の規定による情報の提供、児童相談所設置市が行う法第三十四條の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第九項において「障害児通所支援事業等」という。））、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四條の五の規定による質問等及び法第三十四條の六の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四條の十四の規定による質問等、児童相談所設置市が行う病児保育事業に係る法第三十四條の十八の二の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六條の規定による質問等及び第三十八條の規定による検査、法第五十五條の規定による法第五十一條第五号の費用の負担、法第五十六條の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、法第五十六條の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の經由、法第五十六條の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、法第五十六條の七第三項の規定による支援、法第五十七條の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七條の三の三の規定による質問等、法第五十七條の三の四第一項及び第四項の規定並びに第四十四條の八及び第四十四條の十から第四十四條の十三までの規定による指定事務受託法人の指定等並びに法第五十九條の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

②
⑧（略）

の二十三及び第三十三條の二十四第一項の規定による作成等、児童相談所設置市が行う法第三十四條の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第九項において「障害児通所支援事業等」という。））、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四條の五の規定による質問等及び法第三十四條の六の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四條の十四の規定による質問等、児童相談所設置市が行う病児保育事業に係る法第三十四條の十八の二の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六條の規定による質問等及び第三十八條の規定による検査、法第五十五條の規定による法第五十一條第五号の費用の負担、法第五十六條の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、法第五十六條の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の經由、法第五十六條の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、法第五十六條の七第三項の規定による支援、法第五十七條の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七條の三の三の規定による質問等、法第五十七條の三の四第一項及び第四項の規定並びに第四十四條の八及び第四十四條の十から第四十四條の十三までの規定による指定事務受託法人の指定等並びに法第五十九條の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

②
⑧（略）

改正案	現行
<p>第九條（略）</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（次の各号に掲げるときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を經由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>一 法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設又は同条第十一項に規定する障害者支援施設に入所したとき。</p> <p>二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一</p>	<p>第九條（略）</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等）をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十一項に規定する障害者支援施設（第四項において「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を經由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所したとき。

三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設に入居し、又は同条第二十五項に規定する介護保険施設に入所したとき。

四 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第一号の規定により入所措置が採られて同法第二十条の四に規定する養護老人ホームに入所したとき。

3 (略)

4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき（第二項各号に掲げるときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

5 5 7 (略)

附 則

(身体障害者手帳の交付に関する経過措置)

3 当分の間、第九条第二項第一号中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は同条第十一項」とあるのは「若しくは同条第十一項」と、「入所した」とあるのは「入所し、又は同条第十

(新設)

(新設)

3 (略)

4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設に入所したとき及び生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

5 5 7 (略)

附 則

(身体障害者手帳の交付に関する経過措置)

3 障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第九条第二項中「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法」とあるのは「障害者支援施設」という。）若しくは同法附則第四十一条第一項の規定によりなお

七項に規定する共同生活援助を行う住居に入居した」と、同項第二号中「又は同法第三十条第一項ただし書」とあるのは、「同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設又は同項ただし書」とする。

4 令和六年三月三十一日までの間、第九条第二項第三号中「介護保険施設」とあるのは、「介護保険施設若しくは介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。）」とする。

従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設に入所したとき及び生活保護法」と、同法第四項中「障害者支援施設に入所したとき及び生活保護法」とあるのは「障害者支援施設若しくは同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設に入所したとき及び生活保護法」とする。

（新設）

改正案	現行
<p>（児童福祉に関する事務） 第七百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）並びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、同法第十三条第三項第一号並びに同令第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号の施設及び講習会（第七百七十四条の四十九の二第一項第六号において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定等、同法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項並びに同令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設（同号に規定する指定保育士養成施設をいう。第七百七十四条の四十九の二第一項第七号において同じ。）の指定等、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七百七十四条の四十九の二第一項第十号において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第</p>	<p>（児童福祉に関する事務） 第七百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）並びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、同法第十三条第三項第一号並びに同令第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号の施設及び講習会（第七百七十四条の四十九の二第一項第六号において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定等、同法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項並びに同令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設（同号に規定する指定保育士養成施設をいう。第七百七十四条の四十九の二第一項第七号において同じ。）の指定等、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七百七十四条の四十九の二第一項第十号において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第</p>

十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七百七十四条の四十九の二第二項第十一号において同じ。）の登録等、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一条の五の二十一第一項（同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、同法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、同法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画（第七百七十四条の四十九の二第二項第十九号において「市町村障害児福祉計画」という。）に係る同法第三十三条の二十第十一項及び第十二項の規定による意見等、同法第三十三条の二十二第二項に規定する都道府県障害児福祉計画（第七百七十四条の四十九の二第二項第十九号において「都道府県障害児福祉計画」という。）に係る同法第三十三条の二十二、第三十三条の二十三及び第三十三条の二十四第一項の規定による作成等、同法第三十三条の二十三の二第二項の規定による情報の提供、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項及び第七百七十四条の四十九の二第二項第二十号において「障害児通所支援事業等」という。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項及び第七百七十四条の四十九の二第二項第二十号において「児童自立生活援助事業」という。）又は同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項及び第七百七十四条の四十九の二第二項第二十号において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の五の規定による質問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（第八項及び第七百七十四条の四十九の二第二項第二十一号において「一時預かり事業」という。）に係る同法

十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七百七十四条の四十九の二第二項第十一号において同じ。）の登録等、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一条の五の二十一第一項（同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、同法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、同法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画（第七百七十四条の四十九の二第二項第十九号において「市町村障害児福祉計画」という。）に係る同法第三十三条の二十第十一項及び第十二項の規定による意見等、同法第三十三条の二十二第二項に規定する都道府県障害児福祉計画（第七百七十四条の四十九の二第二項第十九号において「都道府県障害児福祉計画」という。）に係る同法第三十三条の二十二、第三十三条の二十三及び第三十三条の二十四第一項の規定による作成等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項及び第七百七十四条の四十九の二第二項第二十号において「障害児通所支援事業等」という。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項及び第七百七十四条の四十九の二第二項第二十号において「児童自立生活援助事業」という。）又は同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項及び第七百七十四条の四十九の二第二項第二十号において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の五の規定による質問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（第八項及び第七百七十四条の四十九の二第二項第二十一号において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四条の十四の規定による質問等、指定都市が行う同法第

第三十四条の十四の規定による質問等、指定都市が行う同法第六
条の第三十三項に規定する病児保育事業（第八項及び第七十四
条の四十九の二第一項第二十二号において「病児保育事業」とい
う。）に係る同法第三十四条の十八の二の規定による質問等、指
定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第
八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条
の規定による質問等及び同法第三十八条の規定による検査、同法
第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担、同
法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備
計画の写しの受理、同法第五十六条の四の三第一項の規定による
市町村整備計画の提出の経由、同法第五十六条の五の五第一項に
規定する審査請求に対する裁決、同法第五十六条の七第三項の規
定による支援、同法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所
給付費等の支給に係る同法第五十七条の三の三の規定による質問
等、同法第五十七条の三の四第一項及び第四項並びに同法第四
四条の八及び第四十四条の十から第四十四条の十三までの規定に
よる指定事務受託法人（同法第五十七条の三の四第一項に規定す
る指定事務受託法人をいう。第七十四條の四十九の二第一項第
三十四号において同じ。）の指定等並びに同法第五十九条の第四
三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場
合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがある
ものを除き、児童福祉法及び同令、少年法、児童虐待の防止等に
関する法律並びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに
係る児童の保護等に関する法律中道府県に関する規定（前段括
弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規
定として指定都市に適用があるものとする。

2／8（略）

（児童福祉に関する事務）

第七十四條の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第
一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が

六条の第三十三項に規定する病児保育事業（第八項及び第七十
四条の四十九の二第一項第二十二号において「病児保育事業」と
いう。）に係る同法第三十四条の十八の二の規定による質問等、
指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（
第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六
条の規定による質問等及び同法第三十八条の規定による検査、同
法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担、
同法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整
備計画の写しの受理、同法第五十六条の四の三第一項の規定によ
る市町村整備計画の提出の経由、同法第五十六条の五の五第一項
に規定する審査請求に対する裁決、同法第五十六条の七第三項の
規定による支援、同法第五十七条の二第一項に規定する障害児通
所給付費等の支給に係る同法第五十七条の三の三の規定による質
問等、同法第五十七条の三の四第一項及び第四項並びに同法第四
四条の八及び第四十四条の十から第四十四条の十三までの規定
による指定事務受託法人（同法第五十七条の三の四第一項に規定
する指定事務受託法人をいう。第七十四條の四十九の二第一項
第三十四号において同じ。）の指定等並びに同法第五十九条の四
第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この
場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあ
るものを除き、児童福祉法及び同令、少年法、児童虐待の防止等
に関する法律並びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせ
んに係る児童の保護等に関する法律中道府県に関する規定（前段
括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する
規定として指定都市に適用があるものとする。

2／8（略）

（児童福祉に関する事務）

第七十四條の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第
一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が

処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項並びに第三項において準用する第七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一〇十八 (略)

十九 市町村障害児福祉計画に係る児童福祉法第三十三条の二十
第十一項及び第十二項の規定による意見等、都道府県障害児福
祉計画に係る同法第三十三条の二十二、第三十三条の二十三及
び第三十三条の二十四第一項の規定による作成等並びに同法第
三十三条の二十三の二第二項の規定による情報の提供に関する
事務

二〇 二十〇三十七 (略)

二・三 (略)

処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項並びに第三項において準用する第七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一〇十八 (略)

十九 市町村障害児福祉計画に係る児童福祉法第三十三条の二十
第十一項及び第十二項の規定による意見等並びに都道府県障害
児福祉計画に係る同法第三十三条の二十二、第三十三条の二十
三及び第三十三条の二十四第一項の規定による作成等に関する
事務

二〇 二十〇三十七 (略)

二・三 (略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（自立支援医療の種類） 第一条の二 法第五条第二十四項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する精神障害者（附則第三条において「精神障害者」という。）のうち厚生労働省令で定める精神障害のある者に対し、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療（以下「精神通院医療」という。）</p>	<p>（自立支援医療の種類） 第一条の二 法第五条第二十四項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条に規定する精神障害者（附則第三条において「精神障害者」という。）のうち厚生労働省令で定める精神障害のある者に対し、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療（以下「精神通院医療」という。）</p>

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支援給付に係るその他の法令の適用）</p> <p>第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の規定により同法」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）以下この項及び次項において同じ。）の規定により生活保護法」とする。</p> <p>五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の規定により同法」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）以下この項及び次項において同じ。）の規定により生活</p>	<p>（支援給付に係るその他の法令の適用）</p> <p>第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）以下この項及び次項において同じ。）の」とする。</p> <p>五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）以下この項及び次項において同じ。）の」とする。</p>

保護法」とする。

六〇九 (略)

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第三項（同法第二十四条第三項、第五十一条の五第二項、第五十一条の九第三項、第五十二条第二項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び附則第八十一条の規定の適用については、同法第十九条第三項中「第三十条第一項ただし書の規定により同法」とあるのは「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により生活保護法」と、同法附則第八十一条第一項中「第八十四条の三」とあるのは「第八十四条の三（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）」とする。

十一〇十四 (略)

十五 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第九条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項第二号中「第三十条第一項ただし書の規定により同法」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む

六〇九 (略)

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第三項（同法第二十四条第三項、第五十一条の五第二項、第五十一条の九第三項、第五十二条第二項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び附則第八十一条の規定の適用については、同法第十九条第三項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の」と、「同法」とあるのは「生活保護法」と、同法附則第八十一条第一項中「第八十四条の三」とあるのは「第八十四条の三（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）」とする。

十一〇十四 (略)

十五 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第九条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「第三十条第一項ただし書」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例によ

。 () においてその例による場合を含む。 () の規定により生活保
護法」とする。
十六〇二十六 (略)

る場合を含む。 第四項において同じ。 () 「とする。
十六〇二十六 (略)